



熊本県公報

第 1 2 1 4 4 号
平成 24 年 9 月 4 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定について…………… (くらしの安全推進課) 1
- 遊漁規則の変更認可…………… (水産振興課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 3

公 告

- 土地改良区の定款変更許可…………… (農村計画課) 4

登 載 依 頼

- 平成 2 4 年度第 1 回熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (熊本県男女共同参画審査議会) 4

告 示

熊本県告示第 1 0 1 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 9 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター とえしゃんち 宇城市松橋町砂川 1 7 5 0 番地	株式会社理珠	平成 2 4 年 9 月 1 日

熊本県告示第 1 0 1 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 4 年 9 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター とえしゃんち 宇城市松橋町砂川 1 7 5 0 番地	株式会社理珠	平成 2 4 年 9 月 1 日

熊本県告示第 1 0 1 8 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 4 年 8 月 2 7 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 4 年 9 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	田園セックス 農婦の太股 (新東宝) 痴漢と人妻 熱いしたり (新東宝) 発情花嫁 おねだりは後ろから (オーピー) 母娘(秘)痴情 快感メロメロ (オーピー) 人妻OL セクハラ裏現場 (オーピー) 援交強要 随ちた人妻 (オーピー) 不倫密会 ふしだら狂い尻 (オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第1019号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により平成24年9月4日付けで遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。
平成24年9月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 漁業権者の名称及び住所
球磨川漁業協同組合
八代市麦島東町14-1
- 漁業権の免許番号
内共第6号
- 変更の内容
球磨川漁業協同組合第五種共同漁業に関する内共第6号共同漁業権遊漁規則第3条の表中、

(ア) 魚 種	(イ) 漁具・漁法	(ウ) 規 模	
あ ゆ	竿釣・たも網	(1) 制限なし	を
	がっくりがけ 瀬付がっくりがけ	(1) 1人1箇所まで	

(ア) 魚 種	(イ) 漁具・漁法	(ウ) 規 模	
あ ゆ	竿釣・たも網	リールの使用は認めない	に
	がっくりがけ 瀬付がっくりがけ	(1) 1人1箇所まで (2) リールの使用は認めない	

改める。

- 変更後の遊漁規則の施行の日
平成24年9月4日

熊本県告示第1020号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	矢部阿蘇 公園線	上益城郡山都町御所字尾畑 1956番1地先から 上益城郡山都町御所字窪白 2064番2地先まで	前	4.4 ～ 17.1	534.0	単道改
			後	11.9 ～ 38.7		

- 区域を変更する期日 平成24年9月4日

熊本県告示第1021号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	槻木田代八重線	球磨郡多良木町大字槻木字古屋敷 621番1地先から 球磨郡多良木町大字槻木字小川内 582番地先まで	前	4.6 ～ 9.0	145.0	橋りょう改築
			後	3.2 ～ 19.4	156.0	

2 区域を変更する期日 平成24年9月4日

熊本県告示第1022号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	引地本町線	天草市本町本字前原 634番地先から 同所 659番1地先まで	前	5.0 ～ 17.5	329.0	単道改 (道路改良)
			後	9.9 ～ 16.0	329.0	

2 区域を変更する期日 平成24年9月4日

熊本県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小川八代線	八代市東町字千本 2306番3地先から 同所 2323番地先まで	34.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成24年9月4日

熊本県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	引地本町線	天草市本町本字前原 652番地先から 同所 719番地先まで	108.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成24年9月4日

公 告

熊本県公告第474号

熊本市に事務所を置く寺迫土地改良区理事長坂口信行から平成24年8月7日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年8月27日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成24年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登 載 依 頼

熊本県男女共同参画審議会公告第32号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成24年9月4日

熊本県環境生活部長

- 開催日時
平成24年9月12日（水）
午後2時から午後4時まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議事
・平成24年度版熊本県男女共同参画年次報告書（案）について
- 報告
・平成23年度末各種審議会等委員への女性の登用状況について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)